

## 佐渡海区漁業調整委員会傍聴要領

### 1 目的

佐渡海区漁業調整委員会事務規定第6条第3項による佐渡海区漁業調整委員会（以下、「委員会」という。）の会議の傍聴に関する手続については、この傍聴要領の定めるところによる。

### 2 傍聴の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻までに、会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、係員の指示に従って会議の会場に入室する。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても、定員になり次第終了する。なお、傍聴の定員は原則として10名以内（記者は除く）とする。

### 3 会議の傍聴

- (1) 傍聴人は、定められた場所以外に立ち入ってはならない。
- (2) 傍聴人は、議場において発言し、又は騒ぐ等委員会の審議を妨げる行為をしてはならない。
- (3) 傍聴人は、会場において飲食をしてはならない。
- (4) 傍聴人は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。
- (6) 議長は、その指示に従わない傍聴人に退場を命ずることができる。この場合においては、傍聴人は、すみやかに退場しなければならない。

### 4 傍聴の禁止

次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- ア 凶器その他危険を生じるおそれのある物を所持する者
- イ のぼり、旗等を携帯する者
- ウ 酒気をおびている者
- エ その他議長が議事の正常な運営をする上で特に不相当と認めた者

（平成12年2月23日制定）

（平成12年7月27日一部改正）

（平成30年3月22日一部改正）